

出停関係

下記の病気にかかったら、学校保健安全法19条の規定により出席停止になります。速やかに学校へお知らせください。欠席されても欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の治癒証明書が必要です。治癒証明書は学校からお渡ししますので、医療機関で証明してもらい担任までご提出ください。（治癒証明書は有料となる場合もありますが、ご了承ください。）

☆出席停止となる病気☆

第一種	エボラ出血熱，クリミア，コンゴ出血熱，痘瘡，南米出血熱，ペスト，マールブルグ熱，ラッサ熱，急性灰白髄炎（ポリオ），ジステリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウィルスであるものに限る）， 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る） その他
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎（おたふく風邪），風疹，水痘（みずぼうそう），咽頭結膜熱（プール熱），結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症，ウィルス性肝炎，手足口病，伝染性紅斑（りんご病），ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，流行性嘔吐下痢症，その他